

群馬県公立大学法人 中期目標

前文

群馬県が、群馬県立女子大学・群馬県立県民健康科学大学を設置・管理する群馬県公立大学法人を設立する目的は、地域に開かれた教育研究の拠点として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を研究し、高い教養と豊かな情操、グローバルな視野と実践力を兼ね備えた有為な人材の育成と、教授研究の成果の積極的な社会への還元を図り、もって群馬県はもとより社会全体の発展に寄与することにある。

今、本県、そして県立2大学を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会の到来や就業構造の変化、グローバル社会や医療の高度化の進展など、大きな変化に直面している。

このような中で、限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生していくため、知の拠点としての両大学への期待はこれまで以上に高まっている。

群馬県立女子大学では、先人が築き上げてきた知的遺産の継承、社会のグローバル化への対応と国際交流の促進、そして群馬の歴史・文化・風土の再発見と情報の発信など、人材の育成や研究の推進、地域へ還元する活動の充実が求められている。

群馬県立県民健康科学大学では、医療の高度化・専門化に伴う県民の医療に対するニーズの多様化への対応や、人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上など、人材の育成や研究の推進、地域と連携した取組の強化が求められている。

以上を踏まえ、群馬県公立大学法人が両大学の特性を活かした運営と相互の連携協力を推進し、法人・大学としての存在意義を一層高めていくため、この中期目標を定める。

<第1期中期目標「4つの基本目標」>

【1】人材育成（教育）の機能強化

大学に求められる最も重要な機能は「人材育成」＝「教育」であり、魅力ある大学づくりを進めるためには、その機能を強化していく必要がある。

社会動向や両大学の特徴を踏まえ、中期目標において定める「人材育成の方針」に基づき、柔軟な対応が可能となる法人化のメリットを活かした「人材育成機能強化」のための多面的な取組を推進する。

【2】特色ある研究の推進

県立大学が地域の教育研究の拠点として機能するためには、質の高い研究がその基盤となる。

法人化によるメリットを活かして研究活動の活性化を図り、特色ある研究を積極的に推進するとともに研究水準の向上に取り組む。

【3】地域・社会貢献の取組の充実

県立大学として地域や社会の負託に応えるため、両大学には、その存在意義を更に高めていくことが求められている。

法人化を機に、両大学の個性を活かした活動に加え、法人全体としての組織的な対応を推進し、地域・社会貢献に資する取組の充実を図る。

【4】機動的運営体制の確立と大学間の連携強化

大学を取り巻く環境変化を踏まえ、両大学には、中期的な展望を持ちつつ迅速かつ的確に諸課題に対応していくことが求められている。

2つの大学を設置、運営する法人として、機動的・安定的な運営体制を早期に確立するとともに、両大学の連携・交流の促進を図り、社会の期待に応える法人・大学を目指す。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次に掲げる大学、学部及び大学院を置く。

群馬県立女子大学	学 部	文学部 国際コミュニケーション学部
	大学院	文学研究科 国際コミュニケーション研究科
群馬県立県民健康科学大学	学 部	看護学部 診療放射線学部
	大学院	看護学研究科 診療放射線学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 群馬県立女子大学

(1) 教育に関する目標

ア 人材育成の方針

<学部教育>

- ・ 幅広い教養と各分野の専門知識を修得し、その過程で培われる論理的かつ柔軟な思考力、豊かな人間性、そして主体的な問題解決能力を兼ね備えた人材を育成する。
- ・ 地域社会や国際社会に広く関心を持って地域や異文化への理解を深めるとともに、高い語学力とコミュニケーション能力、そして協調性や発信力を身につけ、持続的に社会に貢献できる人材を育成する。

<大学院教育>

- ・ 国際的な広い視野と高度な専門知識を備え、自立して研究や創作活動を行い、またはグローバル社会でリーダーとして活躍できる人材を育成する。

イ 入学者の受入れ

明確な入学者受入方針のもと、国の高大接続改革の動向も踏まえた選抜方法の充実・改善や広報活動の強化等により、目的意識や学修意欲の高い優れた資質を有する学生を確保する。

ウ 教育の内容

「人材育成の方針」に掲げる人材を育成するため、最新の知見や社会動向、グローバル化の視点等を踏まえ、体系的な教育課程や効果的な教育方法について定期的に検証・見直しを行い、教育内容の充実を図る。

また、卒業生・修了生の質を保証するため、授業科目ごとの学修目標や成績評価基準を明確にするとともに、適正な成績評価を行う。

エ 教育の実施体制

教育内容の充実や教育課程の効果的運用を図るため、教員配置の適正化など教育の実施体制を不断に見直すとともに、教員の教育能力や教育の質の向上を図るため、教育活動の適切な評価、改善に資する取組を充実させる。

また、学生の学修意欲や教育効果の向上を図るため、学修環境の改善に努める。

オ 学生支援

学生の多様なニーズに適切に対応しつつ、効果的な修学支援を行うため、学修環境、キャリア形成、国際交流、健康管理、経済的状況、学生生活動等において、必要な支援・相談体制を整備する。

(2) 研究に関する目標

基礎研究はもとより、独創的・先進的な研究や地域・社会の課題解決に資する研究を推進するとともに、共同研究、外部資金獲得、成果発表の促進を図るなど、全学的な研究水準の向上に取り組む。

また、これらの取組が効果的に行われるよう、研究支援体制の充実や研究環境の改善を図る。

(3) 地域・社会貢献に関する目標

県立大学として求められる役割を果たすため、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究等の推進、地域文化の振興に寄与する教育研究活動や県民の学修意欲に応える講座の充実等に積極的かつ組織的に取り組む。

2 群馬県立県民健康科学大学

(1) 教育に関する目標

ア 人材育成の方針

<学部教育>

- ・ 保健医療に関する高度な専門知識や技術を修得するとともに、人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理観をあわせ持った、地域の保健医療を支える中核的・実践的人材を育成する。
- ・ 科学的かつ柔軟な思考力、主体的な問題解決能力、そして他者と協調できる適切なコミュニケーション能力を有し、保健医療を通して社会に貢献できる人材を育成する。

<大学院教育>

- ・ より高度化、複雑化する保健医療分野において、これに対応した専門的知識・技術を身につけた質の高い保健医療のリーダー、教育者または研究者を育成する。

イ 入学者の受入れ

明確な入学者受入方針のもと、国の高大接続改革の動向も踏まえた選抜方法の充実・改善や広報活動の強化等により、目的意識や学修意欲の高い優れた資質を有する学生を確保する。

ウ 教育の内容

「人材育成の方針」に掲げる人材を育成するため、最新の知見や社会動向、地域のニーズ等を踏まえ、体系的な教育課程や効果的な教育方法について定期的に検証・見直しを行い、教育内容の充実を図る。

また、卒業生・修了生の質を保証するため、授業科目ごとの学修目標や成績評価基準を明確にするとともに、適正な成績評価を行う。

エ 教育の実施体制

教育内容の充実や教育課程の効果的運用を図るため、教員配置の適正化など教育の実施体制を不断に見直すとともに、教員の教育能力や教育の質の向上を図るため、教育活動の適切な評価、改善に資する取組を充実させる。

また、学生の学修意欲や教育効果の向上を図るため、学修環境の改善に努める。

オ 学生支援

学生の多様なニーズに適切に対応しつつ、効果的な修学支援を行うため、学修環境、キャリア形成、健康管理、経済的状況、学生活動等において、必要な支援・相談体制を整備する。

(2) 研究に関する目標

基礎研究はもとより、独創的・先進的な研究や地域・社会の課題解決に資する研究を推進するとともに、共同研究、外部資金獲得、成果発表の促進を図るなど、全学的な研究水準の向上に取り組む。

また、これらの取組が効果的に行われるよう、研究支援体制の充実や研究環境の改善を図る。

(3) 地域・社会貢献に関する目標

県立の保健医療系大学として求められる役割を果たすため、地域の保健医療の発展を担う人材の育成、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究等の推進、県民の学修意欲に応える講座の充実等に積極的かつ組織的に取り組む。

第3 大学間の連携に関する目標

1 法人2大学の特性を生かし、教育、研究、地域・社会貢献の各分野において、両大学の連携・交流による取組を推進する。

また、県内の高等教育環境の充実や、地域社会の活性化に貢献するため、県内各大学との連携についての取組を推進する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

理事長及び学長のリーダーシップの下、各機関・組織の役割を明確にするとともに組織間の連携強化と意思決定の迅速化を図り、自律的かつ機動的な組織運営を推進する。また、法人の目的を効果的に達成するため、定期的に組織のあり方を検証し、必要に応じて改組等を行う。

2 人事の適正化に関する目標

優秀な教職員を確保、育成するため、柔軟な人事制度の検討・導入を進めるとともに研修制度の充実を図る。また、教職員の意欲向上や業務の質的向上を図るため、教職員の業績や活動が適正に評価される制度を整備する。

3 効率的・合理的な業務執行に関する目標

事務処理方法の改善や分掌業務の見直し等を不断に行い、業務執行の効率化、合理化を進めるとともに、事務職員の能力向上のための取組を積極的に推進する。

第5 財務内容の改善に関する目標

法人の財務健全性を確保するため、外部資金の獲得に積極的に取り組むなど自己収入の増加を図るとともに、適正かつ効率的な経費の執行によりその抑制に努める。

第6 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標

1 自己点検・評価等に関する目標

自己点検・評価を定期的に行うとともに、第三者機関による外部評価を受け、これらの結果を教育研究及び業務運営の改善に活用するとともに、その内容を公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標

県民への説明責任を果たすため、教育研究活動や法人運営状況等の情報を積極的に公表するとともに、戦略的・効果的な広報活動により、大学の知名度向上を図る。

第7 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の保全・活用に関する目標

良好な教育研究環境を確保するため、施設・設備の機能保全を計画的に実施するとともに、地域のニーズ等を踏まえ、大学施設の有効活用を推進する。

2 安全管理に関する目標

安心・安全な教育研究環境を保つため、労働安全衛生の推進や防犯・防災等危機管理体制の強化を図る。

3 社会的責任及び法令遵守に関する目標

人権の尊重、環境への配慮、適切な情報管理など、法人の社会的責任に留意した体制等を整備するとともに、教職員に対し法令遵守の徹底を図る。